

IFRS 第 9 号の分類及び 測定モデルの限定的な改善

重要ポイント

- ▶ IASB は、IFRS 第 9 号の分類及び測定モデルを限定的に改善するという方針を確認した。
- ▶ プロジェクト範囲は、特定の 3 分野に限定されている。

概要

国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は、2011 年 12 月 13 日の会議において、IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定モデルを限定的に改善することを検討するという 11 月 15 日の暫定決定を確認した。

このプロジェクトの主な目的は、以下のとおりである。

- ▶ 保険契約負債と保険契約対応資産の会計処理の相互関係を考慮する
- ▶ IFRS 第 9 号の早期適用企業、及び適用準備のために同基準を詳細に検討した企業によって提起された特定の適用上の問題に対処する
- ▶ FASB¹の金融商品に関する分類及び測定モデルとの違いを検討する

IASB は、このプロジェクトの範囲を、上記の目的を満たす以下の 3 つのトピックに限定することを決定した。

- 1. その他の包括利益(OCI)を通じた再測定²又は他のビジネス・モデルの導入**
一部の負債性金融商品について、その他の包括利益を通じて再測定することを容認又は要求すべきかどうか。容認又は要求すべきである場合、そうした再測定の基礎
- 2. 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特徴**
基準の意図する原則の適用方法に関する追加的なガイダンスを設けるべきかどうか
- 3. 混合金融資産の区分処理**
契約上のキャッシュ・フローの特徴テストについて設けた追加的なガイダンスを考慮したうえで、区分処理を再度導入する必要があるか否か。ある場合には区分処理の要件

¹ 米国財務会計基準審議会

² IFRS 第 9 号では、トレーディング目的以外の資本性金融商品については、その他の包括利益を通じた測定オプションがすでに認められている。取消不能なこのオプションを用いた場合には、配当のみが純損益に計上され、評価損益の「リサイクリング」は行われない。

IASB はまた、これらのトピックを取り扱うことにより、IFRS 第9号のモデルをFASBの暫定的な分類及び測定モデルに、より整合させることを検討する機会がもたらされとも述べている。

範囲を限定したのは、それによりIFRS第9号をすでに適用している企業、又は間もなく適用する企業に生じる混乱を最低限にとどめ、また、プロジェクトを適時に完了するためである。

IASB は、変更により、開示、経過措置、減損会計といった他の分野にも影響が派生する可能性が高いことを認識しており、それについて考慮しなければならないとしている。

またIASBは、この見直しの中では、資本性金融商品に対する投資（及びそれらの金融商品で現物決済されるデリバティブ）について、活発な市場における公表価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できない場合には、それらの投資を取得原価で測定することを認めるというIAS第39号の免除規定に類似する規定をIFRS第9号に設けないことを決定した。代わりに、そのような投資の測定については、IFRS第13号「公正価値測定」について作成される教育マテリアルで取り上げることになる。

さらに、この見直しでは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する投資の認識中止時に、実現損益のリサイクリングを認めるという修正も行われたい。IASBは、資本性金融商品をその他の包括利益を通じて測定するという取消不能な選択は、元々は、「政策的」投資を有する企業が、そのビジネス・モデルを適切に反映できるように設けられたものであり、この選択は一般的にはあまり適用されないだろうと考えられていた点に留意した。また、IFRS第9号を早期適用した一部の関係者は、概して資本性金融商品について、その他の包括利益を通じて測定するという選択ができるという点を踏まえた上でその適用を決定しているため、この選択の範囲を変更すると、これらの作成者に重要な影響が及ぶ可能性があることも関係している。

保険契約プロジェクトとの相互関係

2010年7月に公表された公開草案「保険契約」では、保険負債は純損益を通じて再測定しなければならないと提案されていた。このため、それらの保険負債へ対応するように保有されている資産が償却原価で測定される場合には、この提案により会計上のミスマッチが生じる可能性がある。さらにIASBは、保険契約負債の変動のうち、割引率の変動から生じる影響を他の変動から分離し、その他の包括利益に表示するといった方法を検討してきた。

こうした経緯から、IASBは、主に保険契約に対応した一部の金融資産を、純損益ではなく、その他の包括利益を通じて再測定する可能性について再検討するよう要請された。

これについては、近く刊行する*IFRS Developments for Insurers*で詳しく説明する。

弊社のコメント

その他の包括利益の使用を広げる、又は別のビジネス・モデルの導入を検討するというIASBの決定は、保険契約プロジェクト及び金融商品プロジェクトにとって重要な展開である。その他の包括利益に関する決定によっては、保険プロジェクトにおいて長らく行き詰っていたボラティリティに関する問題が打開され、保険プロジェクトが大きく前進する可能性がある。

また、保険以外の業界が直面していた特定の適用上の論点、たとえば、銀行が流動性リスクを管理するために保有するポートフォリオから生じる潜在的な業績のボラティリティの問題についても解消される可能性がある。このようなポートフォリオ（一般的に「流動性バッファ」と呼ばれる）は、多くの場合、IFRS第9号の「ビジネス・モデル」テストを満たさない。というのも、これらのポートフォリオは、しばしば規制により、流動性があることを示すために、頻繁に売却することを要求されるからである。その結果、これらのポートフォリオ中の資産は、純損益を通じて公正価値で測定され、業績のボラティリティを創出することになる。

その一方で、その他の包括利益の使用拡大は、IASBに対し、検討及び対処しなければならない多くの難しい問題を課すことになる。たとえば、このモデルの適用は任意なのか強制なのか、また、保険会社のみ利用可能とするか、あるいはすべての企業が利用できるか。この区分に分類される金融商品について、減損をどのように測定し、認識すべきか。そして、実現損益を純損益を通じてリサイクリングすべきなのかといった疑問である。

アーンスト・アンド・ヤングは、影響を受ける企業に対し、その他の包括利益に関する審議に積極的に参加し、IASBに意見を提示することを検討することを推奨している。

適用上の問題

IFRS 第 9 号を適用済みの企業又は適用に向けた準備を開始した企業から、一定の適用上の問題が提起されている。これらの論点には、特定の金融商品に対する契約上のキャッシュ・フローの特徴テストの適用について、常に適用指針、特に一部の例示に従って適切な結論が導かれるのかといった論点が含まれる。

契約上のキャッシュ・フローの特徴テストを適用した際に生じた問題の一部は以下のようなものである。

金利が更改されるが、更改後の金利が適用される期間が、当該金利の関係する期間(すなわち残存期間)と一致しない変動金利の金融商品

IFRS 第 9 号の適用ガイダンス³では、「たとえば、定期的に更改されるが常に 5 年満期を反映した変動金利を支払う期間 5 年の変動利付債は、元本及び元本残高に対する金利の支払である契約上のキャッシュ・フローを生じない。これは、各期の支払金利が、その金融商品の期間に関係ないものとなっているためである(契約開始時を除く)」と述べられている。

この適用指針により、多くの一般的な金融商品(たとえば、半年ごとに金利が更改されるが、金利更改が 10 年物金利を参照する日本の 15 年物変動利付国債)を償却原価で測定することができなくなる。これに対して一部の関係者は、こうした適用指針は、基本原則よりも金融商品の形式に重きを置きすぎているとして懸念を表明した。

関係者は、企業が更改金利の適用期間が残存期間と異なる金融商品を取得又は発行する背景にはさまざまな理由があると指摘した。たとえば、(a)一定の金利変動を予想しており、それにより利益を得たいと考えている、又は、(b)特定の市場では、市場慣行又は、金利の安定を目的とした政府の規制などにより、このような取引方法が一般的になっている、といった理由が考えられる。関係者は、上記(a)の金融商品については公正価値で計上するのが合理的であるが、(b)の金融商品はそれとは異なるようにみえとの考えを示している。これらの種類の取引を実行する動機は、裁定機会追求ではなく、市場慣行に従うことである。そのため、当該関係者は、こうしたケースでは、キャッシュ・フローを適切な期間に配分する償却原価での測定によって、利用者に目的適合性のある情報を提供することが可能であると主張している。

したがって、これらの関係者は、このような性質を有する一部の金融商品について、公正価値が最も目的適合的

な測定である理由を、償却原価による測定がより適切となる場合と比較したうえで説明するように適用指針を修正することを再検討するよう要請した。

混合契約

IFRS 第 9 号では、非デリバティブ金融資産の主契約に組み込まれるデリバティブを区分し、個別に会計処理することを求める IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の規定が廃止されている。

その代わりに、IFRS 第 9 号は、混合金融資産(すなわち、主契約の金融資産と組込デリバティブの複合商品)のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する金利の支払いを構成するかどうかを判断するため、当該金融商品全体を評価することを求めている。主契約の負債性金融商品から生じるキャッシュ・フローに影響を及ぼす一定の組込デリバティブ(たとえば、期限前償還オプション、期間延長オプション、金利キャップ及びフロア、金利更改オプション)は、元本及び金利以外の支払いを生じさせないとみなされる。しかし、それ以外の多くの組込デリバティブは、元本及び金利の支払い以外のキャッシュ・フローを生むことから、そのような混合契約は償却原価での測定要件を満たさないことになる。

一部の関係者⁴は、金融資産が管理されている方法がより正確に表されるという理由から、IFRS 第 9 号で金融資産について区分処理を認めるように要請した。また、金融負債についてのみ区分処理を行うことが適切かどうか疑問を呈する関係者もいた。

IASB は、組込デリバティブの区分処理は、IAS 第 39 号の複雑さの原因となっており、それを廃止することは多くの関係者が支持していたことを指摘した。そのため、金融資産を区分処理することが適切か否かを検討する前に、これらの論点が、契約上のキャッシュ・フローの特徴テストを明確化することにより対処できるかどうかを検討すべきであると暫定的に決定した。

弊社のコメント

弊社は、組込デリバティブの区分処理を再導入するという決定を行うのであれば、区分処理の要件及び区分処理が行われない場合の実効金利の計算方法に関するガイダンスの改訂も行うべきであると考えている。というのも、これらの分野は、IAS 第 39 号の適用に際して運用が困難であった主たる分野だからである。

³ B4.13 項 商品 B の例

⁴ 欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)により 2011 年 1 月 12 日に公表された混合金融商品の会計処理に関するペーパー-12.03 を参照

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点を持ち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、www.shinnihon.or.jp にて紹介しています。

アーンスト・アンド・ヤングのIFRS（国際財務報告基準）グループについて

国際財務報告基準（IFRS）への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるアーンスト・アンド・ヤングの構成員とナレッジの精練に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。アーンスト・アンド・ヤングはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2012 Ernst & Young ShinNihon LLC
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

米国会計基準とのコンバージェンス

金融商品の会計処理を改訂するプロジェクトは、IASB と FASB（以下、併せて両審議会）の共同プロジェクトとしてスタートした。コンバージェンスの取り組みは、両審議会が、各々の利害関係グループに対応するために定めたプロジェクト・スケジュールが異なっていることから困難な道になりになっている。しかしながら両審議会は、金融商品の会計処理の比較可能性を国際的に高めることを引き続き確約している。実際、IASB は、FASB の分類及び測定モデルに対するフィードバックを関係者に求め、相違を埋めるために何をすべきかを検討するとコミットしている。

FASB が 2010 年 5 月に提案した金融商品の分類及び測定についての再審議は大詰めを迎えているが、FASB のモデルと IFRS 第 9 号の間には引き続き重要な相違が存在する。この点を踏まえ、IASB は、IFRS 第 9 号の分類及び測定モデルを、より洗練させ改善する取り組みの中で、IFRS 第 9 号のモデルを FASB が提案したモデルとさらに一致させられるかどうか、その可能性についても検討すると考えを示している。

弊社のコメント

IFRS 第 9 号を FASB が現在開発中のモデルに近づけることは可能かもしれないが、困難が予想される。たとえば以下の点についてである。

- ▶ FASB の暫定的なモデルでは、米国会計基準における現行の区分処理の要件（これは IAS 第 39 号の要件と類似している）に基づき金融資産を区分処理することが要求される。IASB が区分処理をあらためて導入する場合に、同じ要件を用いることを決定するかどうかは定かではない。
- ▶ FASB の暫定的なモデルによれば、ほとんどの負債証券の公正価値変動は、その他の包括利益を通じて再測定される。IASB が、その他の包括利益の使用を拡大したとしても、これを任意適用とするか強制適用とするか、また、実現損益を純損益を通じてリサイクリングすべきかどうかに関し、両審議会で異なる方法が選択される可能性がある。